

# ヘルパー派遣実施中！ヤングケアラー支援

## ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / Illustration : Izumi Shiga

## ヤングケアラー世帯に秩父市社会福祉協議会が

### 訪問支援（調理、買い物、洗濯等）を行います

【対象世帯】 家族に代わり、家族の世話をを行う概ね16歳未満の方がいる世帯  
（週1回5分程度のヤングケアラーも支援対象）

【支援内容】 買い物、調理、洗濯、居室掃除等の家事、食事の介助、  
兄弟姉妹の車両を使用しない送迎等  
※買い物代行や兄弟姉妹の送迎のみの支援も行います。

※秩父市社協に所属する訪問介護員資格を有する訪問支援員が支援を行います。

【利用時間】 8:00～17:00（年末年始、土日祝祭日除く）  
原則1回1時間（年間48回を利用上限）

【利用料金】 市県民税課税状況により1時間ごとの利用料金が異なります。（無料～600円）

【利用方法】 秩父市社協または秩父市子育て支援課（下郷児童館2階）へ申請書を提出  
（申請書は、秩父市社協ホームページからダウンロード可）

※秘密は必ず守ります。一人で悩まず気軽にご相談ください。

#### 【問い合わせ先】

秩父市社会福祉協議会 総務課

☎ 0494-22-1514

FAX : 0494-22-4815

